議案第54号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成28年6月6日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

# 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)の 一部改正に伴い、同令に基づき定めている本市の基準について、改正を行う必要が生じ たため、この条例を制定しようとするものであります。 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

 平成
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽 曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第29条第7号イ及び第44条第8号イ中「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例関係)

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項各号又は第 45 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第 6 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事

業所 A 型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該 小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育 士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の算 定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間 を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならな い保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(設備の基準)

- 第 29 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 A 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1)~(6) 省略
  - (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室 (以下「保育室等」という。)を 2 階に設ける 建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育 室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げ る要件に該当するものであること。

## ア 省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左 欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲 げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

2 - 5	- 0	
階	区分	施設又は設備
省略		
4 階	常用	省略
以上	避難	1 建築基準法施行令第
の階	用	123 条第 1 項各号又は
		同条第 3 項各号に規定
		する構造の屋内階段(た
		だし、同条第 1 項の場
		合においては、当該階
		段の構造は、建築物の
		1 階から保育室等が設
		けられている階までの
		部分に限り、屋内と階
		段室とは、バルコニー
		又は <u>付室(階段室が同条</u>
		第3項第2号に規定す
		る構造を有する場合を
		除き、同号に規定する
		構造を有するものに限
		<u>る。)</u> を通じて連絡する
		こととし、かつ、 <u>同条</u>
		第3項第3号、第4号
		<u>及び第 10 号</u> を満たすも
		のとする。)

(設備の基準)

第 29 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 A 型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

旧

- (1)~(6) 省略
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室 (以下「保育室等」という。)を 2 階に設ける 建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育 室等を 3 階以上に設ける建物は、次に掲げ る要件に該当するものであること。

## ア 省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左 欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

2 5	- 0	
階	区分	施設又は設備
省略		
4 階	常用	省略
以上	避難	1 建築基準法施行令第
の階	用	123 条第 1 項各号又は
		同条第 3 項各号に規定
		する構造の屋内階段(た
		だし、同条第 1 項の場
		合においては、当該階
		段の構造は、建築物の
		1 階から保育室等が設
		けられている階までの
		部分に限り、屋内と階
		段室とは、バルコニー
		又は <u>外気に向かって開</u>
		くことの出来る窓若し
		くは排煙設備(同条第 3
		項第 1 号に規定する国
		土交通大臣が定めた構
		造方法を用いるものそ
		の他有効に排煙するこ
		<u>とができると認められ</u>
		<u>るものに限る。)を有す</u>
		<u>る付室</u> を通じて連絡す
		ることとし、かつ、 <u>同</u>
		条第 3 項第 2 号、第 3

2・3 省略

ウ~ク 省略

第 30 条~第 43 条 省略

(設備の基準)

- 第 44 条 事業所内保育事業(利用定員が 20 人以上のものに限る。以下この条、第 46 条及び第 47 条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1)~(7) 省略
  - (8) 保育室等を 2 階に設ける建物は、次の ア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以 上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当 するものであること。

#### ア 省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左 欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

$\mathcal{S} \subset \mathcal{S}$	- 0	
階	区分	施設又は設備
省略		
4 階	常用	省略
以上	避難	1 建築基準法施行令第
の階	用	123条第1項各号又は同
		条第 3 項各号に規定す
		る構造の屋内階段(ただ
		し、同条第 1 項の場合
		においては、当該階段
		の構造は、建築物の 1
		階から保育室等が設け
		られている階までの部
		分に限り、屋内と階段
		室とは、バルコニー又
		は付室(階段室が同条第
		3項第2号に規定する構
		造を有する場合を除
		き、同号に規定する構
		造を有するものに限
		<u>る。)</u> を通じて連絡する
		こととし、かつ、 <u>同条</u>

<u>号及び第9号</u>を満たす ものとする。)

2・3 省略

ウ~ク 省略

第30条~第43条 省略

(設備の基準)

- 第 44 条 事業所内保育事業(利用定員が 20 人以 上のものに限る。以下この条、第 46 条及び第 47 条において「保育所型事業所内保育事業」と いう。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内 保育事業所」という。)の設備の基準は、次の とおりとする。
  - (1)~(7) 省略
  - (8) 保育室等を 2 階に設ける建物は、次の ア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以 上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当 するものであること。

#### ア省略

イ 保育室等が設けられている次の表の左 欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲 げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

$\sim$ $\sim$	- 0	
階	区分	施設又は設備
省略		
4 階	常用	省略
以上	避難	1 建築基準法施行令第
の階	用	123 条第 1 項各号又は
		同条第 3 項各号に規定
		する構造の屋内階段(た
		だし、同条第 1 項の場
		合においては、当該階
		段の構造は、建築物の
		1 階から保育室等が設
		けられている階までの
		部分に限り、屋内と階
		段室とは、バルコニー
		又は <u>外気に向かって開</u>
		くことの出来る窓若し
		くは排煙設備(同条第 3
		項第 1 号に規定する国
		土交通大臣が定めた構
		造方法を用いるものそ
		の他有効に排煙するこ

第3項第3号、第4号 及び第10号 を満たすも のとする。)

2・3 省略

ウ~ク 省略

第 45 条~第 49 条 省略

附則

1~5 省略

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内 保育事業所の職員配置に係る特例関係)

- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こ ども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項 の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育 事業等が不足していることに鑑み、当分の 間、第 30 条第 2 項各号又は第 45 条第 2 項各 号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士 の数は 1 人以上とすることができる。ただ し、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知 識及び経験を有すると市長が認める者を置か なければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数の 算定については、幼稚園教諭若しくは小学校 教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第 6 項の事情に鑑み、当分の間、1 日に つき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業 所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所(以下 この項において「小規模保育事業所 A 型等」 という。)において、開所時間を通じて必要と なる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなけ ればならない保育士の数を超えるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育 士の数の算定については、保育士と同等の知 識及び経験を有すると市長が認める者を、開

とができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)

2・3 省略

ウ〜ク 省略 第 45 条〜第 49 条 省略 附 則 1〜5 省略

所時間を通じて必要となる保育士の総数から	
利用定員の総数に応じて置かなければならな	
保育士とみなすことができる。	
9 前2項の規定を適用する時は、保育士(法第	
18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第	
30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項	
の規定により保育士とみなされる者を除く。)	
を、保育士の数(前2項の規定の適用がないと	
した場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項	
により算定されるものをいう。)の3分の2以	
上、置かなければならない。	
	1